

公布された規則のあらまし

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第3号）

- 1 転貸方式による貸付手続について定めることとした。（第9条関係）
- 2 県貸付金の利率、償還期間等について定めることとした。（第10条関係）
- 3 転貸方式における事業実施報告書の提出について定めることとした。（第11条関係）
- 4 転貸方式における支払の猶予について定めることとした。（第12条関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、令和2年4月1日から施行することとした。